

第 24 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 5 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 34 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②			⑫		
	③	福嶋 正一	出○席 欠席	⑬	秋山 玉江	出○席 欠席
	④			⑭		
	⑤	吉田 隆	出席 欠○席	⑮	梶田 佳克	出席 欠○席
	⑥			⑯	茂木 忠	出○席 欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱	伊藤 政一	出○席 欠席
	⑨			⑲	山口 裕久	出○席 欠席
	⑩	高沢 宗春	出○席 欠席	⑳	松崎 誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島 伸行
					次長	広田 敦史
					主任	赤城 太郎

1 開会	事務局次長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。
		（会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、新井委員、太田委員のご両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第3条第1項		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
の規定による許可申請		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
書に対する審議について		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
て	議長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	事務局次長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	議長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	事務局次長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	議長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	議長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	議長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
	議長	はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 事務局次長</p>	<p>退席された委員の入室を求めます。 (委員入室) 福嶋推進委員に申し上げます。議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。 次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、2 件となっております。 進行番号 1 ですが、関根 7 2 5 番地 1 ○○○○さんが、自己所有の関根字野中○○○番○、地目：畑、3 4 9 m²について、住宅 1 棟、8 6 . 9 6 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、実家で父親や兄弟、弟家族などと一緒に生活しておりますが、家族が増えたことにより手狭となってきたことから、独立しようと隣接地に住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 2 ページをご覧ください。星川の北に位置する関根地内の集落に接する農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は 3 7 8 . 7 8 m²になる予定でございます。 次に進行番号 2 ですが、小針○○○○番地 ○○○○さんが、自己所有の小針字本郷○○○○番 1、地目：畑、1 6 8 m² 外 2 筆、計 4 0 6 m²について、農業用倉庫敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、申請地の隣接地で生活し、農業を営んでおりますが、息子が住宅の建て替えをするために敷地を調査したところ、農業用倉庫などが農地上にあることが判明しました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。ピンク色に塗られた部分で星川の南に位置する小針地内の集落に接する農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は雑種地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は 4 4 4 m²になる予定でございます。</p>
---	--------------------------	--

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>伊東委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>また、本申請は是正によるものですが、敷地を農業用倉庫敷地と農家住宅敷地に分けて、農家住宅敷地については、息子が住宅を建築することからこの後の議案第3号でご審議頂く予定となっております。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る5月20日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る5月20日、私と寺田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。議案第3号は、11件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、先ほどの議案第2号の進行番号2でご審議頂いた案件と関連がございまして、長野〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である小針〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小針字本郷〇〇〇〇番、地目：畑、89㎡ 外4筆、計376㎡について、使用貸借により農家住宅1棟、121.73㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長と共に何かと手狭となり、また、将来的に親の面倒を見ることや農業の手伝いもできることから実家で住宅の建て替えを計画し、申請に至ったものでございます。申請地は、一部農地上に農作業場などが越境しておりますが、申請人は始末書を提出し深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
---	--	---

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。斜線のピンク色に塗られていない部分で、星川の南に位置する小針地内の集落に接する農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地や雑種地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は2,066.11㎡になる予定でございます。

次のページをお願いします。

進行番号2でございますが、南河原〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さん 外1名が、義理の祖母である野〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する野字内〇〇〇番〇、地目：畑、165㎡について、使用貸借により住宅1棟、67.49㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、昨年再婚し、現在は住所地と違う妻のアパートで生活しておりますが、手狭となってきたことから住宅の建築を計画いたしました。現住所の住宅は既に処分することが決まっていることから、新たな建築場所を探していたところ、義母の住宅の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。満願寺の南に位置する野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、足利市中川町〇〇〇〇番地〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字百塚通〇〇〇〇番〇、地目：畑、484㎡について、使用貸借により住宅1棟、72.87㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、足利市の借家で家族と共に生活しておりますが、農業を引き継ぐ決心をしたことから、実家の近くで住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北東に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、熊谷市下奈良〇〇〇〇番地〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、長野101〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字観音前通〇〇〇〇番〇、地目：田、317㎡ 外1筆、計451㎡について、売買により住宅1棟、48.02㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、家族と共に借家で生活しておりますが、何かと手狭であることから将来のことを考え、

住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。斜線ピンク色の部分で武蔵水路の西に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、富士見町〇丁目〇番地〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字観音前通〇〇〇〇番〇、地目：田、499㎡について、売買により住宅1棟、61.82㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、家族と共に借家で生活しておりますが、何かと手狭であることから、子供の学区内で住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。ピンク色に塗られていない部分で武蔵水路の西に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、藤原町〇丁目〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、駒形〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する駒形〇丁目〇〇〇〇番〇、地目：田、478㎡について、売買により住宅1棟、72.97㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、家族と共に借家で生活しておりますが、将来のことを考え自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。都市計画道路南大通線の南に位置する駒形〇丁目地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する荒木字荒木〇〇〇〇番〇、地目：田、328㎡について、売買により住宅1棟、67.07㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、家族と共に借家で生活しておりますが、何かと手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。武州荒木駅の東に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号8でございますが、齋条〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、亡 〇〇〇〇〇〇さんの相続財産管理

人 弁護士 ○○○○さんが管理する埼玉字富士山通○○○○番○、地目：畑、732㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内で建築、土木工事業を営んでおりますが、資材置場を所有しておらず、自宅の駐車場や元請業者の置場に無理を言って置かしてもらっている状態であり、その状態を解消したいと土地を探していたところ、本件申請地について承諾を得られたことから申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。右側の斜線部分で県道行田蓮田線の南に位置する集落内農地でございます。

なお、白抜きの部分は宅地であり、合計面積は1,054.60㎡になる予定でございます。

次に進行番号9でございますが、酒巻○○○番地○ 有限会社○○○○○ 代表取締役 ○○○○さんが、北河原○○○番地○ ○○○○さんが所有する酒巻字野畑○○○番○、地目：田、660㎡について、賃貸借により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内で土木工事業を営んでおりますが、事業規模の拡大に伴い重機及び資材の置場が不足していることから資材置場の拡張を計画したところ、本件申請地について承諾を得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。酒巻導水路の西に位置する集落に接する農地でございます。

なお、白抜きの部分は雑種地であり、合計面積は1,320㎡になる予定でございます。

また、本件申請地につきましては、昨年12月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に進行番号10でございますが、栄町○○番○○号 株式会社○○ 代表取締役 ○○○○さんが、和田○○○番地○ ○○○○さんが所有する和田字北屋敷○○○番○、地目：畑、488㎡ 外1筆、計691㎡について、売買により従業員用の駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内で建設業を営んでおりますが、近隣からの振動の苦情に対応するため、重機の作業場所を少し離れた従業員用の既存駐車場に移し、そこの車両を本件申請地に移動させることとし、また、事業規模の拡大のため、令和4年度から社員を増員したことによる駐車場不足を解消することと合わせて駐車場の拡張を計画したところ、本件申請地について承諾を得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

		<p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する和田地内の集落内農地でございます。</p> <p>なお、重機の作業場所とするのは、県道行田停車場酒巻線と県道熊谷羽生線が交差する北西の角になります。</p> <p>また、白抜きの下側の部分は既存駐車場、その上の白抜きの地目は宅地であり、申請地と合わせて造成する予定でございます。既存駐車場と合わせた面積は1,392.31㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号11でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇自治会 会長 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する埼玉字宮前通〇〇〇〇番〇、地目：畑、267㎡について、賃貸借によりごみ集積場の敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>当自治会の現在のごみ集積場は2ヶ所ありますが、1ヶ所は収容量が限界に達しており、また、もう1ヶ所は道路側溝上であり、強風時は集積箱が倒れ、過去に何度も危険な状態になることもあったことから、この状態をなんとかする必要がございました。このような状況の中で本件申請地を提供して頂ける話が挙がったことから自治会内で話し合った結果、今回の申請に及んだものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道行田蓮田線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る5月20日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る5月20日、私と伊東委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p>
	寺田委員	
	議長	
	議長	
	議長	

議長
事務局次長

次に、『議案第4号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。

なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、伊東委員、石井委員、藤間委員、福嶋推進委員、茂木推進委員、山口推進委員には、一時退席をお願いいたします。

(関係委員一時退席)

事務局より説明をいたさせます。

議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。

今回の利用権設定は6月15日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。

個々の案件につきましては、別紙の「議案第4号 農用地利用集積計画について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、最後のページ、39ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。

まず、申し出のあった総件数は、ページの一番右下、375件、面積の合計は、110万3,801㎡となっております。

次に、設定期間ごとにご説明いたします。

はじめに、1. 期間設定が1年から4年の設定につきましては、賃貸借が、新規14件、田畑合計面積3万9,600㎡、再設定21件、田畑合計面積8万9,545㎡、計35件、面積は12万9,145㎡でございます。

使用貸借が、新規9件、田畑合計面積1万7,422㎡、再設定5件、田畑合計面積1万435㎡、計14件、面積は、2万7,857㎡でございます。

次に、2. 期間設定が5年から8年までの設定につきましては、賃貸借が、新規47件、田畑合計面積15万7,048㎡、再設定84件、田畑合計面積30万4,337㎡、計131件、面積は46万1,385㎡でございます。

使用貸借が、新規14件、田畑合計面積2万173㎡、再設定27件、田畑合計面積6万8,390㎡、計41件、面積は、8万8,563㎡でございます。

最後に、3. 期間設定が9年以上の設定につきましては、賃貸借が、新規82件、面積23万1,756

報告事項	議長	<p>m²、再設定20件、田畑合計面積8万2,159m²、計102件、31万3,915m²でございます。</p> <p>使用貸借が、新規47件、田畑合計面積7万4,260m²、再設定5件、田畑合計面積8,676m²、計52件、面積は、8万2,936m²でございます。</p> <p>全体内容としては、新規213件、田畑合計面積54万259m²、再設定162件、田畑合計面積56万3,542m²となっております。</p> <p>以上で、説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>退席された委員の入室を求めます。</p>
	議長	<p>(関係委員入室)</p> <p>退席された委員及び推進委員に申し上げます。議案第4号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、長屋住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。</p>

6 その他	事務局長 主任	<p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none">・「緑の募金」運動についての協力依頼について・「農業者年金制度」の周困依頼及びチラシの配布について
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第24回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9 : 34)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....